

防人育第26173号
令和5年12月25日

東京都
墨田区長 殿

防衛大臣
(公印省略)

自衛官募集等の推進について（依頼）

自衛官等の募集については、平素より御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

自衛隊は、我が国の防衛のみならず、国際平和のための活動や国内外の災害派遣など、我が国の平和と安全及び国際社会の安定を確保するための重要な任務を担っております。今後もこれらの任務を全うするため、強い使命感、責任感を持ち、いかなる状況下でも適切に対応することができる質の高い人材を確保することが、これまで以上に重要と考えております。

令和4年12月には、我が国の防衛目標や、これを実現するための方法・手段に係る基本方針を示す「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」が閣議決定されました。人口減少や少子高齢化が急速に進展し、募集対象者の増加が見込めない状況においても、自衛隊の精強性を確保し、防衛力の中核をなす自衛隊員の人材確保を図る観点から、募集施策の推進及び地方公共団体との連携の強化について、これらの文書に明記されているところです。防衛省としては、今まで以上に募集に力を入れるとともに、地域住民と日頃直に接している全国の地方公共団体の皆様の御理解を得て、相互の協力関係を一層強化して参りたいと考えております。

つきましては、以下の3点についてお願い申し上げます。

1 募集対象者情報の提供について

募集対象者が年々減少し、自衛官の募集環境がますます厳しくなっている中、市区町村から提供いただいた募集対象者情報は、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうための資料の送付に活用させていただいております。このため、貴市区町村から自衛隊地方協力本部に募集対象者情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報のみ）を紙媒体又は電子媒体で提供していただけるよう御協力をお願いいたします。提供に係る事務の細部につきましては、自衛隊地方協力本部より調整いたします。なお、御提供いただいた募集対象者情報は、自衛官等募集業務においてのみ適切に使用するとともに、防衛省において、個人情報保護に関する法規を遵守し、厳正に管理してござ

す。

2 募集対象者情報の提供以外の募集事務の実施について

募集対象者情報の提供に加え、地方公共団体における広報宣伝等の募集事務の一部の実施につきましても、各地方協力本部と調整いただき、引き続き御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

3 入隊予定者への激励及び若年定年退職自衛官の防災関係部門での活用について

入隊予定者を激励するための地域を挙げた様々な取組は、入隊予定者にとって大きな励みとなっております。引き続き地方公共団体の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、退職自衛官の防災関係部門での採用は、自衛隊で培った知識や経験を社会に還元するだけでなく、地域の防災基盤の強化にもつながるものです。防災関係部門において退職自衛官を採用いただいている地方公共団体からは、自衛隊勤務で培った経験を活かし、防災対策の推進や防災訓練の実施など、日頃から災害対応力の強化に貢献しているとの評価もいただいております。新たに退職自衛官の採用を希望する地方公共団体も年々増えております。今後、より多くの地方公共団体において退職自衛官を活用いただけるよう、「地域防災マネージャー」の資格認証に必要な防災・危機管理教育を推進するなど、当該資格保持者の確保も努めており、防災・危機管理のプロフェッショナルとしての退職自衛官の防災関係部門での活用についても、引き続き、緊密な連携を図らせて頂きますようお願い申し上げます。

(参考) 募集事務の一部の実施に関する法的根拠について

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 97 条第 1 項の規定において、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）において、募集に関する事務の一部が定められております。募集に関する事務の一部は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に規定される第 1 号法定受託事務に当たります。このうち、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠をもって、募集対象者情報の提供をお願いしているものです。

募集対象者情報の提供については、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）」を受け、令和 3 年 2 月に、防衛省及び総務省から各都道府県宛てに「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。）に関する資料の提出は、自衛隊法第 97 条第 1 項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第

120 条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること」及び「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと」を通知しており、令和4年10月には、防衛省から各市区町村宛てに改めて通知いたしました。